

8月以降における熱中症予防対策の徹底について

全国においては、職場における熱中症の死亡災害が発生しており、7月においては猛暑であった昨年と同数（速報値）となっています。

鳥取県内においても、建設業などにおいて重篤な事例が発生しており、関係団体に熱中症予防対策の徹底を要請しました。

令和元年 8 月 8 日

関係団体の長 殿

鳥取労働局労働基準部
健康安全課長

8 月以降における熱中症予防対策の徹底について

安全衛生行政の推進につきまして、日頃から格別の御配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、職場での熱中症予防対策については、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」等の取組を行い、関係団体等と連携し取り組んでいるところです。

今般、7 月末までに報告があった全都道府県の熱中症の件数を取りまとめた（別紙）ところ、猛暑であった昨年同時期と比較して、死傷者については大幅に減少していますが、7 月については、速報値ではあるものの、死亡者数が同数となりました。

熱中症の発症のピークが、一般に7 月から8 月であることや、本年度は、特に7 月下旬から急激に気温が上昇していることから労働者が熱順化（熱に慣れ当該環境に適応すること）していない状況であることが想定されることから、8 月以降においても、職場における熱中症予防対策の更なる徹底が必要です。

また、労働者の熱順化については、熱へのばく露が中断すると4 日後には順化の顕著な喪失が始まります。このため、夏季休暇後など、一定期間暑熱環境における作業から離れ、その後再び当該作業を行う場合等においては、労働者は熱に順化していない状態に再び戻っていることが想定されることに特段の留意が必要です。

つきましては、貴職におかれましては、8 月以降の職場における熱中症予防対策の徹底に向け、労働者の熱順化の状況を踏まえた対策の実施に留意する等により、熱中症予防対策に一層の取組を進めていただけるよう、関係事業場への周知について特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。

熱中症による月別の労働者死傷病報告数（平成 30 年、平成 31 年・令和元年）（人）

	5月 以前	6月	7月	7月末 までの 累積数
平成 31 年・令和元年 同年 7 月末時点の速報値	28 (0)	24 (0)	20 (7)	72 (7)

平成 30 年 同年 7 月末時点の速報値	17 (0)	40 (1)	129 (7)	186 (8)	8月	9月	10月 以降
平成 30 年 確定値	19 (0)	60 (2)	697 (17)	776 (19)	366 (8)	31 (1)	5 (0)

平成 31 年・令和元年においても同様に報告数が確定すると仮定すると、7 月末までの累積確定数は 200 人以上に上ると推定される。

平成 30 年 8 月（確定値）において、300 人を超える被災者が発生したことから、本年 8 月以降も職場における熱中症予防対策の更なる徹底が必要である。

括弧内は、死亡者数（内数）。

「5 月以前」は 1 月から 5 月まで、「10 月以降」は 10 月から 12 月までの合計。

休業 4 日以上の労働災害に係る労働者死傷病報告及び都道府県労働局による把握人数。

（参考）

平成 30 年の職場における熱中症による死傷災害発生の概要

職場での熱中症による死亡者数は 28 人と、平成 29 年と比べて 2 倍となりました。死傷者数（死亡者数と休業 4 日以上の業務上疾病者数を加えた数）は、1,178 人と前年の 2 倍を超えました。熱中症による年間の死傷者数は、近年 400～500 人台でしたが、1,000 人を超えたのは、過去 10 年間で最多となっています。

死亡者数を業種別にみると、建設業が 10 人と前年同様最も多いのですが、前年死亡者のいなかった製造業で 5 人、運送業で 4 人発生しています。特に屋内作業での増加が目立っています。死傷者数では、警備業が前年のほぼ 3 倍、製造業、運送業が前年のほぼ 2 倍となっています。

熱中症で死亡した 28 人の状況を見ると、WBGT 値（暑さ指数）が、基準値を超えて熱中症の発生リスクが高まっていたと推測されます。中でも、作業環境の正確な把握や作業計画の変更を行わなかったと考えられる事例や、重篤な熱中症の兆候が見られた労働者の救急搬送が遅れた事例、日ごろから健康診断や体調把握などの事業場における健康管理を適切に実施していない事例などが見られます。

職場における熱中症ゼロを目指して

熱中症ゼロに

熱中症を防ごう!

(人)



鳥取県内で職場における熱中症による休業災害が、毎年のように発生しています。

熱中症とは、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称で、めまい、こむらえり等の症状や重症では**死に至る**こともあります。

鳥取労働局では、労働災害防止団体などと連携して、職場における熱中症の予防のために

「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」

キャンペーン期間：5月～9月（準備月間4月、重点取組期間7月）

を展開し、重点的な取組を進めています。

各事業場においては、事業者、労働者が協力して、**熱中症防止に取り組みましょう!**

下の項目をチェックして**職場の熱中症予防に努めましょう!**

- 暑さ指数（WBGT値）の低減に努めていますか？
- 熱への順化期間を設けていますか？
- 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分を摂っていますか？
- 透過性・通気性の良い服を着ていますか？
- 睡眠不足・体調不良ではありませんか？

具体的な対策は、裏面に記載していますので参考にしてください。

★ **異常を認めたときは、すぐに救急車を呼びましょう。**

異常時の措置

熱中症は、短時間で容体が急変します。

あらかじめ、近くの病院の場所を確認しておき、異常を認めたときは**すぐに病院へ運ぶか、救急車を呼びましょう。**



厚生労働省 鳥取労働局・各労働基準監督署

<https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/>

R 1.05.

熱中症予防対策

事業場で実施すべき事項

事業場では、期間ごとに次の事項に重点的に取り組んで下さい。確実に実施したか確認しましょう☑

準備期間（4月1日～4月30日）

暑さ指数（WBGT値）の把握の準備

JIS B 8504又はJIS B 7922 に適合した暑さ指数計を準備しましょう。

作業計画の策定等

暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう余裕を持った

作業計画をたてましょう。

設備対策の検討

簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備の設置、ミストシャワーなどにより、暑さ指数を下げる方法を検討しましょう。

休憩場所の確保の検討

作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を確保しましょう。

服装等の検討

通気性のいい作業着を準備しておきましょう。クールベストなども検討しましょう。

教育研修の実施

熱中症の防止対策について、教育を行いましょ。

熱中症予防管理者の選任及び責任体制の確立

熱中症に詳しい人の中から管理者を選任し、事業場としての管理体制を整えましょう。



キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

暑さ指数（WBGT値）の把握

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょ。

暑さ指数を下げるための設備の設置

休憩場所の整備

涼しい服装等

作業時間の短縮

暑さ指数が高いときは、作業の中止、こまめに休憩をとるなどの工夫をましょ。

熱への順化

暑さに慣れるまで間は十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らしていきましょ。

水分・塩分の摂取

のどが渇いていなくても定期的に水分・塩分を取りましょ。

健康診断結果に基づく措置

糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係の疾患、広範囲の皮膚疾患、感冒、下痢

などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょ。

日常の健康管理等

睡眠不足や前日の飲みすぎはないか、また当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認ましょ。

労働者の健康状態の確認

作業中、管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認ましょ。

異常時の措置

あらかじめ、近くの病院の場所を確認しておき、少しでも異常を感じたらすぐに病院へ運ぶか、救急車を呼びましょ。

熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視等により、次の事項を確認ましょ。

暑さ指数の低減対策は実施されているか

各労働者が暑さに慣れているか

各労働者の体調は問題ないか

作業の中止や中断をさせなくてよいか

各労働者は水分や塩分をきちんととっているか



重点取組期間（7月1日～31日）

暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょ。

特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底ましょ。

水分、塩分を積極的にとりましょ。

各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意ましょ。当日の朝食はきちんととりましょ。

期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょ。

異常を認めたときは、ためらうことなく救急車をよびましょ。

